平成２４年（フ）第２６０７号
札幌市豊平区平岸４条18丁目１番50―121号
債務者　藤野美紀枝
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越前谷孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１３号
相模原市中央区上溝546番地47
債務者　山崎　博史
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安富　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月14日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３６９号
横浜市青葉区元石川町5360番地３
債務者　出川　富雄
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若井　公志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野885―３　２階１号室、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野94番地４
債務者　木村　峰春
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野885―３　２階１号室、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野94番地４
債務者　木村恵美子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野885―３　２階１号室、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野94番地４
債務者　木村　博文
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２１９７号
名古屋市中川区中郷１丁目204番地　メゾン廣303号、従前の住所名古屋市中川区東起町５丁目48番地　西垣ハイツ303号
債務者　濵﨑　早苗
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　志保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１９８号
名古屋市中川区中郷１丁目204番地　メゾン廣303号、従前の住所名古屋市中川区東起町５丁目48番地　西垣ハイツ303号
債務者　濵﨑　政晴
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　志保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３５号
宮崎市京塚町126番地１　金剛ビル205号
債務者　松井　茂美
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒武　善斉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７０号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目220番地17
債務者　喜納　清丈
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平良　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３９２号
北海道稚内市こまどり１丁目３番３号
債務者　東　節子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古井　健司
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９０５号
福岡県糟屋郡志免町田富３丁目10番20号世利ハイツ鉦吾103号
債務者　黒﨑　純子（旧姓三留）
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３５号
函館市湯浜町10番23号
債務者　若生　英治
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３３７号
北海道北斗市七重浜４丁目27番16号
債務者　野坂　紀子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３３８号
函館市松川町６番17号
債務者　平田　英治
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４０号
函館市亀田本町18番８号
債務者　田村　安穂
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７４６号
埼玉県坂戸市薬師町６番地１　プリンスヒルズ301号室
債務者　篠崎　守明
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部